

昭和五十年一月二十三日提出
質 問 第 六 号

過去の簡易生命保険契約の解約及び保険の目減りの補償に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十年一月二十三日

提出者 小 沢 貞 孝

衆議院議長 前尾 繁 三 郎 殿

過去の簡易生命保険契約の解約及び保険の目減りの補償に関する質問主意書

郵政統計年報（昭和四十七年度版、保険年金編）によれば、終戦後の契約は次の表のごとくであつて、昭和二十一年以前の契約に至つては、月掛金平均一円一五銭、保険金額平均二八二円。昭和二十二年度契約分が一件当たり月掛金平均一〇円、保険金額平均二、二八〇円。昭和二十三年度は同様に月七七円の掛金、保険金額平均一五、五〇〇円という状況である。

また、昭和二十四年五月以前の契約は件数二五〇万件、月掛金平均四円七〇銭、保険金額平均九八五円である。更に昭和二十四年五月以降についてみると、昭和二十五年では、掛金平均一八九円、保険金額平均三六、〇〇〇円、同二十六年で一八一円と四一、〇〇〇円、同二十七年で二三一元と四六、五〇〇円となっている。

契 約 年 度	年 度		
	件 数	保 險 料	保 險 金 額
年掛契約及び昭和二十一年度以前の月掛契約	二、四三八、〇九八	二、八〇七千円	六九〇、三〇六千円
昭和二十二年度	六三、七六七	六七四千円	一四五、三二四千円
昭和二十三年度	七五、二三七	五、八〇九千円	一、一七二、〇七二千円
昭和二十四年度	一六〇、八二〇	二六、〇一九千円	四、四八五、七六四千円
※年掛契約及び昭和二十四年五月以前の月掛契約	二、五〇七、九七〇	一一、八〇四千円	二、四七〇、六一一千円
※昭和二十四年六月以降分	一二九、六〇五	二〇、二七三千円	三、五二五、二五七千円
※昭和二十五年年度	三一六、七〇五	五九、九五四千円	一一、四五一、七〇三千円
※昭和二十六年年度	三三三、四五一	五八、六三五千円	一三、二八九、八八一千円
※昭和二十七年年度	三六〇、三四四	八三、三八九千円	一六、七六四、〇九七千円
※昭和二十八年年度	三七六、八五一	九九、三四二千円	一九、五六三、二九七千円
※昭和二十九年年度	五九九、四二一	二三八、一二五千円	四七、四七一、一二九千円
※昭和三十年年度	六三〇、六四二	二四五、六三一千円	五一、八八六、五七八千円

(※印のみ昭和四十八年度版郵政統計年報による)

当時と比較して、物価が大きく変動して、保険としては実質価値を失っている。

反面、これら実質価値を失った三〇〇万件もの保険契約の事務処理に郵政省は膨大な経費を要している。

よつてこれ等を合理化し、社会的不公正の是正のために、次のように措置すべきである。

一 昭和二十四年五月以前の契約による簡易生命保険は、すべて解約し、契約保険額を全額支払うべきであると思うがどうか。

二 昭和三十年以前のもので、保険金額五万円以下の小額の契約はすべて解約して、契約保険金額を支払うべきであると思うがどうか。

三 前(一)、(二)とも目減り補償を十分考慮し、解約一時金を附加すべきだと思ふが政府の方針を伺いたい。

四 以上(一)〜(三)の主旨により速やかに立法化を計るべきだと思ふがどうか。
右質問する。